

## 新潟市成年後見制度利用支援事業に関する事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、新潟市成年後見制度利用支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第7条に基づき、市長が行う助成事務について必要な事項を定めるものとする。

### (審判請求費用)

第2条 要綱第2条第1項第1号に規定する後見開始の審判等に要する費用とは、次に掲げるものとする。

- (1) 申立手数料
- (2) 登記手数料
- (3) 郵便切手代
- (4) 診断書料
- (5) 鑑定料（補助の場合を除く）
- (6) 戸籍謄本など申立書の添付書類の取得費用

2 要綱第4条の規定に基づき前項の費用に対する助成を申請する場合は、審判確定日の翌日から起算して90日以内に申請しなければならない。

### (報酬助成)

第3条 要綱第2条第2項に規定する報酬に対する助成は、次項のとおりとする。

2 助成対象期間に在宅の期間と施設等入所期間が混在する場合には、全日施設等に入所している月はその月の上限額を18,000円、在宅の日が1日以上ある月はその月の上限額を28,000円とし、これらを合算して当該助成対象期間の上限額を求める。ただし、医療法（昭和23年法律第205号）の医療提供施設（介護保険給付の対象となる施設を除く）に入院した場合は、入院の日から3か月を経過した次の日から、施設入所者として取扱う。また、助成対象期間の始期から入院の場合は、施設入所者として取扱う。

3 前項の規定にかかわらず、次条第1項の規定に該当する者であって年間の世帯合計収入額が別表に規定する額を超える場合は、その超えた額は本人の負担とし、報酬の額からその本人負担とする額（助成対象期間が12か月未満又は12か月を超える場合にあっては、その本人負担とする額を12で除し助成対象月数を乗じて得た額）を差し引いた額と前項の規定で算定した額を比較していずれか低い額を助成上限額とする。

4 助成対象期間において、1か月未満の端数月が生じる場合は、その月が始期の場合は切り上げ、終期の場合は切り捨てにより月数を計算することとし、成年後見、保佐又は補助終了日を含む月にあつては、1か月未満であっても1か月として計算する。

5 第2項に規定する施設等は次に掲げるものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）にいう保護施設

- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）にいう障害者支援施設
  - (3) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）にいう老人福祉施設
  - (4) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）にいう介護保険施設
  - (5) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）にいう医療提供施設（ただし、3 か月を超えて入院した場合に限る。）
  - (6) 前各号の類似施設で市長が認める施設
- 6 要綱第 4 条の規定に基づき成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）への報酬に係る助成を申請する場合は、審判確定日の翌日から起算して 90 日以内に申請しなければならない。

（対象者要件）

第 4 条 要綱第 3 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項第 3 号に規定する市長が認める者とは、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 世帯員全員の市民税が課されていないこと。
  - (2) 年間の世帯合計収入額から報酬の額を差し引いた額が、別表に規定する世帯合計収入額以下であること。
  - (3) 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること。（別表）
  - (4) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
  - (5) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- 2 要綱第 3 条の規定にかかわらず、助成の申請時に成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「被後見人等」という。）が市内に住所を有しない場合であっても、本市以外の市町村に所在する前条第 5 項に規定する施設等に入所又は入院しており、かつ、当該施設等への入所又は入院前に本市に居住地を有していた場合であって、市長が認めるときは、助成の対象とすることができることとし、要綱第 3 条第 1 項各号及び同条第 2 項各号の規定を準用する。
- 3 要綱第 3 条及び前項の規定にかかわらず、本市以外の市町村又は団体等の実施する制度により後見開始の審判等に要する費用又は成年後見人等への報酬に対する助成等を受けられる者については、助成の対象としない。

（提出書類）

第 5 条 前条第 1 項の規定に該当する者が要綱第 4 条の規定に基づき申請する場合は、申請書に収入・資産等申告書（別記様式）を添えて提出するものとする。

（被後見人等死亡後の報酬助成）

第 6 条 要綱第 4 条第 2 項に基づき、被後見人等が死亡した場合において成年後見人等であ

った者が助成の申請をするときは、被後見人等の相続人又は相続財産管理人から報酬を受領することができない場合及び遺留資産で不足する金額がある場合に限ることとし、助成額は、審判において決定した報酬額から遺留資産を差し引いてもなお不足する金額と第3条において算定する助成上限額を比較して少ない額とする。

附 則

この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年 7月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年 6月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4年 6月 1日から施行する。

(別表) 第4条関係

世帯の 人数	世帯合計収入額 (年額)	資産 (現金, 預貯金, 有価証券等)
単身世帯	150万円以下	350万円以下
2人世帯	200万円以下	450万円以下
3人世帯	250万円以下	550万円以下
4人世帯	250万円に, 世帯員4人目以降1人につき50万円を加えた額以下	550万円に, 世帯員4人目以降1人につき100万円を加えた額以下

(注) 1 収入及び資産基準の両方を満たすことを条件とする。

(注) 2 収入額は, 申請日において, その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員の前年1月から12月までの1年間の収入額とする。ただし, 申請日が1月から6月の場合は, 前々年の1月から12月までの収入額とする。

(注) 3 資産については, 助成申請時点の額とする。

別記様式(第5条関係)

## 収入・資産等申告書

(宛先)新潟市長

提出日 年 月 日

世帯の収入及び資産等について、つぎのとおり申告します。  
なお、本人及び世帯員は、新潟市の職員が収入・市税等に関する課税資料を閲覧することに同意します。

本人(被後見人等) 住所  
氏名  
代理人(後見人等) 住所  
氏名

### 1. 本人(被後見人等)及び世帯員の状況について

	氏名	生年月日	本人(被後見人等)との関係
本人(被後見人等)			
世帯員			

### 2. 親族等の負担能力について

負担能力	あなた(被後見人等)は、親族等の扶養控除の対象となっていますか。 はい ・ いいえ
------	--

(裏面あり)

### 3. 世帯の収入・資産について

◆世帯の収入【世帯全員の収入額(事業収入にあつては必要経費控除後の額)を記入すること】

※申請が1月から6月の場合は、前々年の収入を記入すること

\_\_\_\_\_年分

氏名		(被後見人等)	(世帯員:続柄)	(世帯員:続柄)	収入総計
収入の内訳	年金・恩給	円	円	円	X
	給与収入	円	円	円	
	事業収入	円	円	円	
	財産処分運用収入	円	円	円	
	その他仕送り等	円	円	円	
	収入の合計	円	円	円	

◆世帯の資産【世帯全員の現金・預貯金・有価証券等の額を全て記入すること】

※助成申請時点の資産を記入すること(通帳の写しを添付)

\_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日現在

氏名	(被後見人等)	(世帯員:続柄)	(世帯員:続柄)	資産総計
現金	円	円	円	X
預貯金	円	円	円	
有価証券	円	円	円	
資産の合計	円	円	円	

◆世帯の資産【家屋及び土地について記入すること】

居住用以外の土地家屋の所有	無・有	居住用の土地・家屋の固定資産税の評価額	
		土地: 円	家屋: 円

※ 申告内容に、虚偽その他不正な行為があつたときは、既に助成を受けた額の全額又は一部の返還を求めます。